

日整連第16-474号

平成17年3月31日

各自動車整備振興会専務理事殿

社団法人日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 樋口忠夫

駐車違反金未納自動車の車検拒否問題に対する対応状況について（情報）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、駐車違反金未納自動車の車検拒否問題については、整備事業者の負担を軽減するため、昨年1月に警察庁へ別添1の要望を行い、2月に警察庁から別添2の回答がありましたことは、ご承知のとおりですが、当該要望の（4）で違反金未納自動車であるか否かを、整備事業者が車検受検前に簡便に判別できるシステム（方法）を構築するよう要請しております。これに対して警察庁の回答は、ユーザーの代理人である整備事業者が、車検証を持参し警察署に出頭すれば違反金未納自動車であるか否かの情報を提供するよう都道府県を指導するとなっております。

しかし、この方法は整備事業者が最寄りの警察署に出向くなど負担が大きく、また、現実的でないことから、国土交通省・整備課の指導を受けつつ、さらに簡便な方法がないかを警察庁と協議を続けた結果、同庁から車検証のコピー等をファクシミリで県警本部に送付することで情報開示する、という譲歩を引き出しました。

しかし、この場合、本年4月施行の個人情報保護法の観点から「ユーザー本人の同意が必要であり、同意書が無い限り情報開示は絶対にできない。法律違反を取り締まる警察が、違反金未納という個人情報を本人の同意なしに整備事業者に提供することは、個人情報保護法に抵触する恐れがありできない。本人の同意を得ることが必須である」と同庁から言われております。

当会では、ユーザーからこの同意を得ることは、とても困難であることを強く主張し続けましたが、法的には個人情報保護法の根幹に触れる法制上の問題であることから、この度、個人情報保護の重要性に鑑み、本人の同意を得るのも止むなしと判断致しました。

そして、整備事業者がこの同意を少しでも得やすくするため、同意を求める書面に「警察庁」、「国土交通省」の名称を挿入し、この同意は両省庁の要請によりユーザーに求めるものであるという形式を取ること、同意書は主体的には警察庁において作成し、整備事業者に配布することを現在両省庁にお願いし協議を続けておりますことをご報告いたします。